

令和7年7月22日

青森県弘前市「宿泊税」の新設

青森県弘前市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される弘前市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	青森県弘前市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.2億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約6百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月21日 弘前市議会にて条例案可決
- ・令和7年 5月 7日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和7年12月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。